

告 示

埼玉県告示第四百十九号

測量計画機関である国土交通省国土地理院から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年四月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

国土交通省国土地理院

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業地域

埼玉県全域

四 作業期間

令和二年六月一日から令和三年三月三十一日まで